

飯山市景観審議会 会議概要

1 会議名	第4回飯山市景観審議会
2 日 時	令和7年(2025年)10月27日(月)13:30~15:30
3 会 場	飯山市役所
4 出 席 者	幸田委員、千坂委員、二本松委員、高津委員、高橋委員、西條委員 金崎委員、田中委員、水野委員(欠席)、スタンキー委員、手塚委員 佐藤委員、出澤委員、岩上委員、牧委員、宮原委員
5 市側出席者	飯山市長 江沢岸生 (事務局)建設水道部長、まちづくり課長、 まちづくり課長補佐兼まち並整備係長、 まち並整備係1名
6 その他出席者	なし
7 傍聴者	なし
8 報道関係者	3社
9 会議概要作成年月日	令和7年(2025年)10月30日(金)

進行:建設水道部長

1 開会

(部長)

皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。只今から第4回飯山市景観審議会を開会します。本日進行を努めます建設水道部長の内田郁男と申します。よろしくお願ひ致します。

はじめに、本日の審議会は、公開とし、後日、市のホームページにおいて議事録の公開をいたします。また、議事録作成のために録音させていただきます。よろしくお願ひします。

本日の傍聴者等について報告いたします。報道機関3社が入室しております。

2 委嘱書の交付

(部長)

はじめに、江沢市長より委員の皆様に対しまして委嘱書の交付をいたします。

市長が委嘱書交付に皆様の席に準じ廻ります。こちらでお名前を呼びいたしますので、その場でご起立いただき交付を受けてください。

それでは市長よろしくお願ひいたします。

(市長より委嘱書の交付)

3 市長あいさつ

(部長)

それでは、開会にあたり、江沢市長よりごあいさつを申し上げます。

(市長)

はい。皆様改めましてこんにちは。飯山市長の江沢でございます。この度は飯山市景観審議会の開催にあたり、皆様方におかれましては、審議員をお引き受けいただきまして、心から御礼を申し上げます、今年は暑い夏が続きましたが、先週ぐらいから朝晩とだいぶ冷え込み、ようやく飯山も秋

の装いとなってまいりました、周囲の山々は深い緑から紅葉へと表情を変えていくことあります。四季の移ろいがはっきりしている飯山ならではの風景が楽しめる季節の到来です。

ここで一句飯山の風景にまつわる歌を紹介させていただきます。

「きはだちて ふかき峰とてあらなくに この地のすがたわれは親しむ」

この歌は歌人、土田耕平の歌でございますが、土田耕平は飯山での静養生活の中で、療養生活でございますが、中で。千曲川のほとりから見えるこの地域の山々や里の佇まいが実際に穏やかで親しく感じられると詠んでいます。

また、飯山市民にとって馴染み深くゆかりのある高野辰之作詞の唱歌ふるさとや唱歌朧月夜は里山を描いた、天下随一の唱歌であろうと思っております。同じく飯山にゆかりのあります瀬田貞二、これあの方でございますが、瀬田貞二、そして赤羽末吉の絵本笠地蔵には私が思い描く冬の飯山の里山があります。

飯山市では将来の町の姿、飯山郷創、故郷の郷に創る、「飯山郷創～世界に開く里山の未来～」の実現に向けて、飯山市第6次総合計画を策定いたしました。誇りあるふるさととして飯山市に訪れたい。住みたい。暮らし続けたいと思われる。唯一無二の世界に誇れる里山世界中から訪れたくなる里山づくりのため、美しい自然環境を守りクリエイトするまちづくりを進めております。美しい自然と豊かな文化を持ち、田園の中をゆったりと流れる千曲川、それらを優しく包み込んでくれる山々があります、これらはかけがえのない資源であり、私たちの生活や生産活動全てがこの土地を基盤に成り立っております。

この大切な財産である土地を保全し、計画的、そして有効に自然と調和の取れた利用をしなければなりません。これら景観・風景といった重要な財産について、飯山市では2014年、平成26年でございますが、飯山市景観計画を策定し、景観行政を推進しているところでございます。

この度の第4回審議会では2つの議案について調査審議をお願いしたいと考えております。1つ目は飯山市景観計画という計画と風景づくりガイドラインと称するお手元にお配りをしてある資料でございますが、についてご意見を受けたまりたいと思っております。

ご承知の通り、飯山駅前の市有地でございますが、宿泊施設建設設計画における建物階層の取り扱いにつきまして、景観計画との適合性について、有識者懇談会から報告をいただいておりますが、この件についてご意見を頂戴いたしたいと考えております。

2つ目は太陽光発電システム取り扱いについてご意見を賜ります。え、昨今、全国各地で太陽光発電施設に関する景観や環境災害など様々な問題が頻発しております。これは飯山市にとりましても大変重要な課題であると捉えております。

本日は斑尾高原での事例を紹介させていただき、今後の対応策を検討するためにご意見を頂戴いたしましたく存じます、本日は決定案件はございません。調査審議ということでございますので、できる限りたくさんのご発言をお願いしたいと存知じておるところでございます。

結びに北陸新幹線飯山駅が開業いたしまして、10年の節目の年となりました。委員の皆様におかれましては、街づくりという観点も含めたより良い風景づくりに対しまして今後とも率直なご意見をいただければと思います。本日はどうぞよろしくお願い致します。

(部長)

ありがとうございました。市長は他の公務のため、ここで退席をさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、会議の成立についてご報告をさせていただきます。現在の出席委員は15名中13名となっております。過半数以上の出席をいただいておりますので飯山市景観条例第31条第2項の規定により本会議が成立したことをご報告申し上げます。

4 景観審議会について

(部長)

続いて飯山市景観審議会につきまして、事務局よりご説明をさせていただきます。

(事務局)

景観計画、景観審議会の規則や役割について概要説明

5 審議会会長・職務代理者の選出

(部長)

それでは続いて、審議会会長、職務代理者の選出ということですが、その前に委員のメンバーも大きく変わりまして初めての方もいらっしゃると思いますので、お 1 人ずつ大変恐縮ですが、自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員より自己紹介をいただいた)

(部長)

自己紹介ありがとうございました。それでは審議会の会長の選任をお願いしたいと思います。飯山市景観条例第 30 条では審議会に会長を置き、委員が互選することとなっております。どのように選出したらよろしいかお諮りさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(A 委員)

事務局の方でもし案がございましたら、いかがでしょうか皆さん。

(部長)

ただいま A 委員から事務局の案ということでご発言いただきました。事務局の腹案としまして発表させていただいてよろしいでしょうか。それでは事務局の案といたしましては、景観行政を進めていく上で、昨今頻発している太陽光発電所のトラブルですか、景観、環境破壊等に対して、行政の姿勢や法的な問題点に言及される専門家の幸田雅治委員に会長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(出席委員全員の承認をいただいた)

(部長)

ありがとうございます。幸田委員に会長をお願いしたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。大変恐縮ですが幸田会長からご挨拶をよろしくお願ひいたします。

(幸田会長)

はい、神奈川大学法学部の幸田でございます。会長の任ということで大変重責ではございますが、皆様方のご協力を仰ぎながら務めて参りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

環境関係では環境法律家連盟という全国の弁護士が会員になってまして、そちらの方では自治体ホームプロジェクトチームの座長をさせていただいています。

それから、環境関係では九州の方の延岡市の再生可能エネルギーの委員会の委員をしております。

あと、長野県内では、環境保全条例、それから地下水保全条例の支援をさせていただきました。そこではかなり問題のある、環境に影響のある状態があって、商工会議所の方、農業委員会の方もメンバーでいらっしゃまして、自分たちのところは農業で成り立っている自治体であるということで、

もし環境が大きく汚染されてしまうともう自分たちの地域が成り立たないということで、首長さんから私の方にご依頼がありまして環境保全条例等々を作らせていただいて、その非常に問題がある業者は撤退したという事例もございました。

あとは、日弁連の環境保全委員会の委員をしておりますが、その中では都市環境部会の委員とメガソーラー問題の検討プロジェクトチームの委員をしておりまして、少し前までは副委員長をしておりました。よろしくお願ひいたします。

(部長)

ありがとうございました。それでは続いて職務代理の選出であります、飯山市景観条例第 30 条第 3 項により会長が指名をし、会長が欠けた時はその職務を代理するということになってございます。会長からご指名をしていただければという風に思いますが、よろしくお願ひいたします。

(幸田会長)

はい、千坂委員にお願いできればと思います。よろしくお願ひ致します。

(部長)

だいま幸田会長より飯山市景観協議会長の千坂委員にお願いしたいということでございます。皆さんのお手でご確認をいただければと思います。

(出席委員全員から拍手でご確認いただいた)

(部長)

それでは職務代理の千坂委員よりご挨拶をよろしくお願ひいたします。

(千坂職務代理)

改めまして、皆さんこんにちは。今、職務代理に指名されました。景観関係に関しまして、かなり長い間関わっておりまして、もう 20 年ぐらいになります。

景観条例ができて、風景づくりのガイドラインができまして、それに基づきながら、現在のまちづくり、まちの景観を作ってきたわけですが、最近は当初考えられなかつたようなこと、例えばメガソーラーはこれほど大きくなるとは思ってなかつたわけです。屋根の上に太陽光パネルが貼られるとか、あるいは小さな土地のところで太陽光発電がなされる想定しかなかつた。かなり大きな規模のところで考え至らなかつたというところがありまして、そのところを考え直す、あるいは検討しなければならないのかなと思っております。

それと、まちの景観として最近やはりシャッターがかなり多くなってきて、街並みは歯が抜けたように家屋が取り壊されている。まちの中の景観をどう作っていくのか? 経済も含めた形のまちづくりと一緒に景観作りも考えないとダメなんじゃないかなという風に感じています。

今までの景観作りはガイドラインに沿いながらまちの景観を作ってきて、非常に落ち着いた風景になっているだろうと思っています。観光客が駅を降りて遠くの方に滋賀高原等の山を見ながら、わあ綺麗だって感動するんですよね。記念の写真を撮ったりという光景を見まして、新幹線から降りてすぐ駅のところからああいう風景が見える所がそうなのではないかなって思います。それとの兼ね合いで駅前のデザインを経済とどう兼ね合わせていくのか、その辺りがこれから問題になるのかなと感じております。どうぞよろしくお願ひします。

(部長)

はい、ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思います。飯山市景観条例第 31 条によりまして、会長が議長となることになっておりますので、ここからは幸田会長に議事進行をお願い

したいと思います。幸田会長よろしくお願ひ致します。

6 調査審議

調査審議第1号 飯山市景観計画と風景づくりガイドラインについて意見聴取

(幸田会長)

それでは、議事進行を進めさせていただきたいと思います。先ほども市長さんからのお話ございましたように、本日は議決案件ではなく調査審議となっておりますので、議員の皆様からのご意見、ご提案等を多くいただければと思います。よろしくお願ひいたします。それでは、まず調査審議第1号について事務局より説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

配布資料の確認及び調査審議第1号の説明

参考として飯山駅前市有地宿泊施設整備促進事業に関する有識者懇談会(以下、有識者懇談会という)報告書の景観に関する意見を紹介

(幸田会長)

ただいまの事務局の説明に対する質問あるいはご意見を積極的にしていただければと思います。景観計画とガイドラインの一部表現に相違があり、中層は4階から5階ということですが中層以上という表現でこれより高い建物が可能なのかどうかということで、有識者懇談会でも議論されています。

今日は1つの結論出すということではありませんので、皆様方も忌憚のないご意見をいただけるかと思います。いかがでしょうか。

(B委員)

風景づくりガイドラインは景観計画を分かりやすく解説したものと認識している。それであれば、風景づくりガイドラインの表現を景観計画に準拠して訂正するのが良いと思う。

景観計画で低層は1階から3階、中層は4階から5階、6階以上については記述がない。景観計画は低層店舗が連なる市街地を想定した基準であり、駅前宿泊施設についてはまち並と並ぶ建物とするか、駅前の広い空間に建てる建物なのでどうするのか景観計画では丁寧に審議されていない点をこれから考えるべきだと思う。

(幸田会長)

(有識者懇談会の)中島委員の発言のところでは、7階の構成ということですので、中層は4、5階ですから、それを超えていくと。ただ中層以上に入るかどうかっていうところにズレがあるので、そこを明確にしたほうが良いのではないかというご意見でよろしいですかね。はい、ありがとうございます。

(A委員)

3階建て、高さの表現として階数による表現は曖昧だと思う。1階あたりの高さが昔と今では違う。階数ではなく建築基準法などのメートルが良いのか、そのあたりの表現も考えなければいけないのではないかと思う。

(幸田会長)

駅舎からの山岳眺望が阻害されるかどうかというと、階数より高さで規制した方が良いのではないかなと思います。

(A 委員)

有識者懇談会の報告書では駅前と何度も言っているが、市街地全体を考えたときにそれで全ていいかということも考えてほしいと思う。

(幸田会長)

眺望というのは景観では非常に重要です。計画には低層が連続する街並みを大切に、それから細く高い建物 2 つ並ぶといった基準が書いてあるということですけど、今のお話で言うと、やはり高さというものをしっかりと考える必要もあるのではないかという意見だと思う。

京都は景観規制が非常に厳しくて、鴨川から五山の送り火を見るんですけども、鴨川からの視線規制になっている。鴨川からの視線を遮る建物ができないので、川の近くは高くはできない。山の近くは少し高くできるが、山が見えなくなることはできない。

ここでは駅舎からの山岳眺望を景観計画でどう書いたらいいのかというのも大きな論点の1つ。眺望を確保するという点では、人間の視線、それを遮るかどうかということはどこでも議論になること。

(C 委員)

飯山駅前のホテルの関係ですが、市長は総合的に判断して補助金を交付しないとして裁判で訴えられている状況である。一方で市の職員は議会の答弁で補助金交付の事務手続きに問題はなかったという認識だと答えていたと思う。今回の審議にあたってその辺りの見解の相違について教えていただきたい。今回の審議には直接関係ないがこれまでの経過として説明いただければと思う。

(事務局)

報告書に記載がありますが、当該地域は都市計画で高さ制限を設けていない地域であり、景観計画は意匠・形態・色彩などの規制を主眼とするもので直接的に高さを制限するものではないという認識に基づいたものである。階層と高さ何メートルまでという建築基準法の絶対高さ制限は別の話ということ。

また、景観計画策定時は既成市街地の商店街をイメージして連続性のある街並みの中での低層を基本とし中層階からの建物の場合はセットバックしてほしいという考え方で、その延長線上に景観計画がつくられたため駅前の広がった空間に建てる建物は山岳眺望について配置に配慮が必要であるが、景観計画に基づき許可しないというところまではいかない、景観計画には抵触しないという見解を当時はしている。

(幸田会長)

建築基準法の高さ制限と規模(容積率)について直接書いていない。今日の議論としては中層と中層階以上という景観計画とガイドラインの齟齬は何らかの措置をする必要があるのではないかということ。その場合にガイドラインを変えるという方法もあるし、景観計画も既成市街地を前提にした計画だったので再度見直す必要があるというご意見がありました。

景観計画は条例に基づく法的な位置づけがされた拘束力のあるもので、ガイドラインは法的な景観計画を説明する事務局のもので法的な拘束力はなく、国でもガイドラインの改正は結構行われている。そういう意味ではガイドラインを直すべきだということ、景観計画自身も平成26年、改定は平成29年ということで、飯山市の状況や置かれている環境も変わっているのでそこも考えるべきとなると景観審議会で審議の対象になる、そういうご意見をいただいたと認識しています。

(D 委員)

経済的なことを加味すると、例えば愛宕町とかを特別景観区域として景観を絶対に守らなければいけない地域と、駅前のように高い建物があってもおかしくないところと街並みにメリハリをつけてほしい。ランドマーク的なものがないので駅前には複合施設が 1 つあっても良いと思う。そこが賑わ

い創出の起点になるのではないか。

バーチャルで 7 階建ての建物を駅舎から見た画像で、「眺望を害すものではない」といったことを視覚的にもうちょっとやってみてもいいと思う。

(幸田会長)

今のお話も景観計画自身を今の飯山市の状況を踏まえてメリハリをつけるべきではないかというご意見。景観からするとメリハリをつけるとしても、先ほど市長さんが言われたように飯山市の大事にすべき景観は何かということを伝えたうえで、それをどこまで規制するのかということを議論する必要があると思います。

例えば、京都は建物をいっぱい建てたいというマンション事業者の需要あるわけです。でも、そういう京都らしい景観がなくなると京都自身の経済的な意味でもマイナスだという判断をしている。

あとは住む人にとってここに居住したいという感覚を呼び起こすことは非常に重要だと言われている。東日本大震災では景観より安全や防災について議論されていて、美学の先生が今まで自分たちが住んでいたところの景観が全く変わってしまうとそこに戻ろうという気が起きなくなる、美の価値は非常に重要だと言われた。景観の持つ価値を飯山市がどう考えるかよく議論する必要がある。

(B 委員)

飯山市景観計画が 1 番の基準になると思う。景観計画のねらい、理念を蔑ろにしてはいけない。駅前に宿泊施設を建てるとなれば、景観計画と照らし合わせて、その目的に合致しているかどうか審議会で審議していくことになると思う。景観計画の目的と後ろに続く章の内容にズレがあるのであれば深く審議し景観計画の改定を検討していかなければと思う。

(幸田会長)

やはりその景観計画の目的、どういう景観を重要視して大事にしていくのか、守っていくのか、それぞれの地域ごとのメリハリないし重点を置くことがあるので、その辺を議論する必要があるということになれば非常に重要なご指摘だと思います。

(E 委員)

「中層階は3・4階から5階」という階数は1つの基準として曖昧だという印象があります。景観計画は中層とする場合は壁面を後退させる、景観ガイドラインは中層階以上というと5階以上も含まれるように見える。

(幸田会長)

その齟齬が審議事項の提案の趣旨です。ここまで、齟齬のことだけでいいのか、基準は階数なのか高さが良いのか、景観計画自身を今の飯山市の状況を踏まえ検討した方がいいのではないかという意見があった。今日はまとめず次回の議論につなげていきたい。今日出た意見については市としてどう考えるか整理しておいていただければと思います。

(A 委員)

質問ですが、風景づくりガイドラインに色彩について書かれているが策定されてから時間が経過している。設計事務所の方から色関係について意見・要望などはあるか？建築技術も変わっていろんな材料もでていると思う。

(まちづくり課)

現時点では要望ありません。しかし自然素材に使う塗料へのニーズは少し出てきている。現状はマンセル値で色彩の基準を設けているが、無垢の木など自然素材に使う塗料はマンセル値で色彩を判

断するのは難しい。自然素材の塗料に対しては、木に塗ってきてもらってサンプルでその都度判断している。

調査審議第2号 太陽光発電施設の取り扱いについて意見聴取

(幸田会長)

調査審議第2号について事務局より説明お願いします。

(事務局)

太陽光発電に関する県条例、市の状況、斑尾高原で計画されている発電事業及び今年度実施された地元説明会について説明

(幸田会長)

ただいまの事務局の説明に対する質問あるいはご意見がありましたらお願いします。

(A 委員)

地元説明会はどの範囲で行われたのか、旭だから柳原の区長さんにも説明しているのか。

(事務局)

当該土地の地籍が柳原であるため柳原地区で説明が行われました。

(A 委員)

それはいつ頃か。

(事務局)

昨年の冬、2月頃です。地元からは太陽光発電が劣化した後、パネルから出てくる有害物質が非常に心配、水質を汚染されるようなことだけは絶対なくしてもらいたいというような意見はつけつつ、柳原地区としては了解した経緯があります。

その後、斑尾高原も観光として使っている場所だということで斑尾区と観光協会を対象に今年6月に説明会が開催されました。

斑尾区は環境汚染や観光資源という観点など様々な理由から反対しています。

(B 委員)

太陽光発電にしても蓄電池にしてもこの事業は地域に電力を供給するために計画されたものか。

(事務局)

この事業者については地元ではなく企業売電を目的としている。それなら斑尾に必要ないのではないかという議論を受けて、事業者側は地元で停電があった時などに蓄電施設から地元に送電することもできなくはないという発言があった。基本的には企業に売電する。

(B 委員)

日本全国的にゼロカーボンの推進ということでエネルギーの問題がある。エネルギーと地域の景観・自然の保全という、相反する部分でそこに住まれている住民の方の気持ちを考えるとどちらにも軍配を上げられない。地域に貢献する事業ではなさそうとなると地域の人の気持ちというか感情は逆撫でされるのではないかと思う。

飯山で設備の建設するにあたっては、住民の方も事業者も基準がないと意見が対立すると思う。景観計画の中に関係事項があればそれを審議するか、なければこうした事例をたたき台にまずは基準を作つて両者に説明して折り合いをつける形にもつていいければよいと思う。

(F 委員)

お客様をもてなす事業をしている観光協会としては、地元の方などと眺めの良さを大切に活動しているので、信越トレイルからの眺めを考えたときに眼下に鏡のようなパネルが設置されることは疑問です。

当該地区は雪が多く風や落雷の影響も懸念されるが、説明会の話を聞く限り事業者はそれらの対処についてあまり考えていないように感じた。安全面を考えると同意できない。保険の保証期間が過ぎた場合、雪害で設備が破損したら撤去まできちんと行ってくれるのか保証がないので怖く感じる。この事業がプラスかマイナスなのかと考えると反対だ。

(幸田会長)

太陽光発電については県の条例が昨年できたということですが、市町村の条例も全国的に増えている。先ほどお話をあった再生可能エネルギーの推進も必要ですが、地元地域の自然環境と生活環境の調和、共生を図る条例がたくさんできている。悪質な業者が地元とトラブルを起こしているため、こうした条例ができてきている。

撤去の関係だと撤去費用を建てる時に積み立てさせる条例もある。国は積み立てについては事後だが神戸市は事前。それから、維持管理の基準を定めてそれについて勧告や命令を行う条例もかなり増えている。

県は太陽光発電だけですが、太陽光・風力発電・蓄電池などの発電事業について広く対象にしている条例も増えている。飯山市はそのような条例は今のところ無いことですが、今後そういう事業が増えてくると思うので事前に対策を取つておくのも一つの方法だと思う。

ここは景観審議会なので環境保全条例は直接ではないですが、景観計画あるいは景観条例で太陽光発電の問題のある事業を阻止したという事例はある。今回の計画されている太陽光発電、蓄電池が景観との関係でどういったところが問題となるのか整理されていければ教えてほしい。

(事務局)

飯山市では他市の事例などを調べているところだが、今後、意見をいただきながら独自条例とするか、景観計画の中に盛り込んでいくか検討する。他自治体の事例を参考にしながら何が1番有効的かなどこれから検討していく。

(千坂職務代理)

施設だけの問題ではなく、送電線も景観上は非常によくないと感じる。太陽光にしても蓄電設備にしても送電線が必要になる。柳原にも送電線が数か所あるが山の頂上にぴょんと建つて景観が非常に良くない。なぜあのようになったのかと思う。

(幸田会長)

飯山市にとって太陽光発電や蓄電設備が景観上の問題があるか市の方で次回に向けて整理しておいていただくと議論しやすいと思う。また、地元に電気の恩恵があるかどうかは全国的にも問題になることが多い、地元管理のエネルギー会社を立ち上げて地域関連型の再エネということで取り組んでいるところもある。また再エネ関連事業で森林を伐採するのは環境破壊となるので、まずは既に人間の手の入っている場所で優先的に行うべきである。耕作放棄地で発電事業をするソーラーシェアリング、全国の農地の15%で太陽光発電を行うと現在のエネルギー需要は全て賄えるという試算がされていて、ソーラーシェアリングを推進する動きが強くなっている。

景観ではないが、再生可能エネルギーと地域の共生、調和を図るということで計画を推進するところと調整するところと禁止するところを決める、ゾーニング条例も多くできている。飯山市はゾーニングをどうしていくかというところを聞かせていただいて、今後の議論につなげていければよいと思う。

(B 委員)

今後の進め方として、再生可能エネルギーと地域の調和を図る問題を審議会あるいは景観計画の中で対象に入れるか入れないかをはっきりさせた上で議論する必要があると思う。検討課題であれば出されたご意見や事例を参考に基準となるものを作っていくといいなと思った。

(幸田会長)

再生可能エネルギーと地域の共生あるいは調和を図る条例はこの審議会の対象ではないが、市の方で論点整理していただいて次回議論出来たら良いかと思う。

(G 委員)

農業委員でも耕作放棄地は難しい例がある。農地の真ん中に耕作放棄地がある場合もあり、単純に耕作されていないエリアというよりも、景観も含めてどういうゾーニングをするかを考えいただきたい。

(幸田会長)

農地に太陽光パネルをつける場合には農地転用になるので農業委員の承認が必要になる。ただそれが本当に農業振興になって発電とwin-winの関係になるかというと、榊をつくって発電だけして、太陽光パネルは15年で耐用年数を迎えるのでその後はほったらかしという場合もあるので農業委員の役割は非常に大きい。しっかり審査していただきたいと思う。

(C 委員)

小菅地区は景観の国の文化財になっているところで森林を伐採するという話が出た。0.3haと僅かだが地面が見えることになるので、観光に来た人たちにとっては目立つのではないかと考えて少しずつ切ってはどうかという話になった。景観において眺望は非常に大切である。眺望という視点の中でゾーニングが良いのかガイドラインがいいか分からぬが議論するといいのではないかと思う。

(幸田会長)

初めの市長のご挨拶の中で「里山」という言葉が何度もでてきた。里山が飯山市にとっては財産だと思う。ヨーロッパでは里山は自然環境の一種になっているが、日本には里山を自然環境として守る法律はない。ただ、他市の自然環境条例には里山を対象に含めている条例もある。

景観計画の中で里山をどのように位置づけて守っていくかは大変大事だと感じた。再生可能エネルギーについて出された課題を、景観のことだけではなく景観審議会で議論すべき、あるいは対応できることは何か市の方で論点整理をして次回議論ができたらいいと思っている。

何かご意見等があればどうぞ。今日は結論を出すということではないので皆さんのご意見を聞いて次回どういう風に議論していくかということでは一定の整理ができたと思う。調査審議はこれで終了として事務局へお返しします。

(部長)

幸田会長にはスムーズな議事進行をしていただきまして、ありがとうございました。また、委員の皆様からは多くのご意見等をいただき本当にありがとうございました。事務局の方で本日の論点整理を行いまして次回の審議会に向けて準備を進めて参りますので、またよろしくお願ひ致します。

7 その他

(部長)

それでは7番のその他ということで事務局から説明をお願いします。

(事務局)

・報酬の支払いに伴うマイナンバーカードの提出について説明

・次回の景観審議会の開催について説明

(部長)

全体を通して委員の皆様から何かございますでしょうか。

8 閉会

(部長)

以上をもちまして第4回飯山市景観審議会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。